<<米国 FDA による リコール情報（2026 年 9 月分）>>

2026 年 9 月に米国食品医薬品局（FDA）により発出された、食品、飲料、栄養補助食品のリコール情報は 22 件であり、その内訳は以下の通り。

リコール理由	件数
有害病原菌の検出（サルモネラ 4 件、STEC 2 件、リステリア 2 件、E.Coli 1 件）（※重複 1 件を含む）	8 件
アレルゲン表示漏れ	5 件
医薬品原材料および未承認の原材料を含む栄養補助食品	4 件
異物混入	3 件
高濃度の鉛	1 件
許容量を超えるパツリン（果実のカビ毒）	1 件

これらの 22 件のリコール情報のうち、有害病原菌汚染（サルモネラ菌、志賀毒素産生大腸菌（STEC）、リステリア菌、E.Coli）によるものが 8 件、ラベル表示におけるアレルゲンの記載がなかったものが 5 件であり、これら 2 つがリコール理由の 6 割弱を占めた。「企業名（Company Name）」をもとに確認したところ、日系企業にかかるとみられるリコール案件はなかった。

＜有害病原菌の検出＞
ボツリヌス菌、カンピロバクター、O157:H7 およびその他の腸管出血性大腸菌、リステリア菌、サルモネラ菌やマイコトキシン等の有害細菌が食品に含まれると、広範囲かつ重篤な食中毒の原因となる可能性がある。

今回、大腸菌（E. coli）O26:H11 型および O45:H2 型に汚染されている可能性があるためにリコールとなった製品は、生のチェダーチーズである。

これら大腸菌に感染すると、下痢（血便を伴うことが多い）を引き起こす可能性がある。健康な成人の多くは 1 週間程度で完全に回復するが、一部の人には溶血性尿毒症症候群（HUS）と呼ばれる腎不

全の一種を発症するリスクがある。HUS は特に幼児や高齢者に発症しやすく、重篤な腎障害や、最悪の場合には死に至ることもある。

＜高濃度の鉛＞
今回リコール対象となった製品は、シナモンパウダーであり、メリーランド州保健局が採取・分析したサンプルから、当該製品に基準値を超える鉛が含まれていることが判明した。

ごく少量の鉛を短期間摂取した場合、無症状で、血中の鉛濃度が上昇するだけの可能性があるが、より高濃度の鉛を急激に摂取した場合や、長期間にわたって鉛を摂取し続けた場合には、その他の兆候や症状が現れる可能性が高まる。鉛は人体のほぼすべての器官系に悪影響を及ぼす可能性があるが、その影響の程度は、鉛の摂取量や期間、および本人の年齢や体重によって異なる。特に子供が長期間（数週間から数か月間など）にわたって一定量以上の鉛を摂取すると、中枢神経系に永続的な損傷が生じる恐れがあり、これにより、学習障害や発達障害、その他長期にわたる健康上の問題が引き起こされる可能性がある。

＜許容量を超えるパツリン（果実のカビ毒）＞
今回リコールされたのはアップルソースで、FDA による定期検査の結果、食品安全基準の上限を超え、かつメーカーの品質基準も満たしていないレベルのパツリンが検出された。パツリンとは、傷んだリンゴに発生するカビ毒（マイコトキシン）の一種であり、長期間にわたって高濃度で摂取し続けると、健康上の影響が生じる可能性があるため、食品安全基準によってその含有量に上限が定められている。

出所：リコール、市場からの撤退、および安全に関する警告（英語）

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。米国輸出支援プラットフォームでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、米国輸出支援プラットフォームおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本レポートに関する問い合わせ先：
米国輸出支援プラットフォーム（ジェトロロサンゼルス事務所）
TEL：1-213-624-8855
Email：lag-USPF@jetro.go.jp

Eureka Global Solutions 作成